

「感染対策関連加算」について 医

医療機関における 感染対策関連加算とは？

医療機関における感染対策関連加算には、「感染対策向上加算1~3(以下、加算1~3)」や「外来感染対策向上加算」などがあります。

2022年(令和4年)の診療報酬改定時には、地域の医療機関等との連携による感染対策の取り組みをさらに推進するため、感染防止対策加算から感染対策向上加算に名称変更し、加算1,2の算定要件の見直しや加算3の新設が行われました。また、外来感染対策向上加算や、上乗せ加算として指導強化加算、連携強化加算などが新設されました¹⁾。

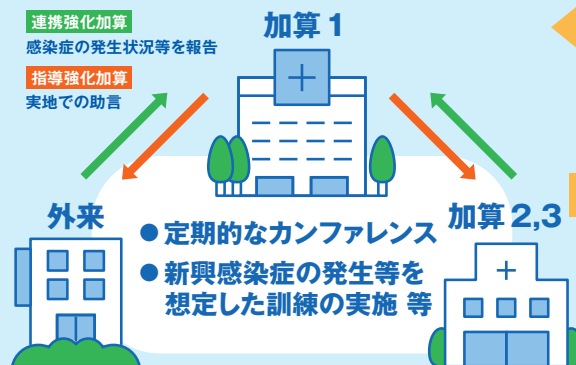
さらに、2024年(令和6年)の診療報酬改定時の感染対策向上加算の見直しでは、高齢者施設等との連携の推進を目的とした施設基準として、以下の点が追加・明確化されました²⁾。

- ▶ 加算1~3の医療機関において、高齢者施設等からの求めに応じて、感染対策に関する実地指導や助言を行い、研修を合同で実施することが望ましいとする規定を追加
- ▶ 加算1における感染制御チームの職員について、高齢者施設等に対する助言に係る業務を含め専従とみなす旨を明確化

感染対策向上加算1~3・ 外来感染対策向上加算^{*1}

加算1~3

高齢者施設等からの求めに応じて、
感染対策に関する実地指導や助言を行い、
研修を合同で実施することが望ましい



^{*1} 感染対策向上加算1~3は「加算1~3」、外来感染対策向上加算は「外来」と表記

表1 感染対策向上加算、外来感染対策向上加算 ~連携に関わる主な施設基準を抜粋~ (引用1,3を基に作成)

	感染対策向上加算1	感染対策向上加算2	感染対策向上加算3	外来感染対策向上加算
点数	710点(入院初日)	175点(入院初日)	75点(入院初日、90日毎)	6点(患者1名の外来診療につき月1回)
施設基準	第一種協定指定医療機関	第一種又は第二種協定指定医療機関		第二種協定指定医療機関
連携に関わる主な施設基準	保健所及び地域の医師会と連携し、加算2又は3の医療機関と合同で、年4回以上、院内感染対策に関するカンファレンスを行い、その内容を記録していること(うち1回は、新興感染症の発生等を想定した訓練を実施) ※ビデオ通話が可能な機器を用いて実施可能	年4回以上、加算1の医療機関が主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること(うち1回は、新興感染症の発生等を想定した訓練に参加) ※ビデオ通話が可能な機器を用いて実施可能		年2回以上、加算1の医療機関又は地域の医師会が主催する院内感染対策に関するカンファレンスに参加していること(うち1回は、新興感染症の発生等を想定した訓練に参加) ※ビデオ通話が可能な機器を用いて実施可能
	加算2,3又は外来感染対策向上加算の医療機関に対し、必要時に院内感染対策に関する助言を行う体制を有すること	新興感染症や院内アウトブレイクの発生時等の有事事の際の対応を想定した地域連携に係る体制について、加算1の連携医療機関等と予め協議されていること		
	感染制御チームの専従医師又は看護師は、抗菌薬適正使用支援チームの業務を行う場合、及び加算2,3又は外来感染対策向上加算の医療機関に対する助言に係る業務を行う場合、及び高齢者施設等からの求めに応じて、当該施設に対する助言に係る業務を行う場合には、感染制御チームの業務について専従とみなすことができる ※高齢者施設等に赴いて行う助言に携わる時間は、原則として月10時間以下であること			
	高齢者施設等から求めがあった場合は、当該施設等に赴いての実地指導等、感染対策に関する助言を行うとともに、院内感染対策に関する研修を高齢者施設等と合同で実施することが望ましい			
備考	【指導強化加算:30点】 感染制御チームの専従医師又は看護師が、過去1年間に4回以上、加算2,3又は外来感染対策向上加算の医療機関に赴き院内感染症対策等に関する助言を行っていること	【連携強化加算:30点】 加算1の医療機関に対し、過去1年間に4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること		【連携強化加算:3点】 加算1の連携医療機関に対し、過去1年間に4回以上、感染症の発生状況、抗菌薬の使用状況等について報告を行っていること

(補足1) 感染対策向上加算1~3及び外来感染対策向上加算の併算定は不可

療機関×福祉施設連携を中心に解説

高齢者施設等における感染対策関連加算とは？⁴⁾

きましょう!



高齢者施設等 感染対策向上加算 (I), (II)^{※2}

第二種協定指定医療機関、
協力医療機関等との連携

加算 (I)



年1回以上、院内感染対策に
関する研修又は訓練に参加

3年に1回以上、実地指導
を受けていること

加算 (II)



※2 高齢者施設等感染対策向上加算 (I), (II) は「加算 (I), (II)」と表記

2024年(令和6年)の介護報酬改定では、高齢者施設等における感染対策の強化を目的とした「高齢者施設等感染対策向上加算」が新設されました。本加算では、**高齢者施設等と医療機関との連携**が求められており、医療機関との連携体制の構築や、医療機関や地域の医師会が開催する院内感染対策に関する研修・訓練への参加、医療機関からの実地指導といった感染対策への積極的な取り組みが評価されます。施設内で感染者が発生した場合に、医療機関との連携の上で、感染者の療養を行うことや、他の利用者等への感染拡大を防ぐことが求められています。本加算の対象となる施設は以下の通りです。

<加算対象施設>

- ▶ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホームなど)
- ▶ 地域密着型特定施設入居者生活介護
- ▶ 認知症対応型共同生活介護(グループホーム)
- ▶ 介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)
- ▶ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ▶ 介護老人保健施設(老健)
- ▶ 介護医療院



表2 高齢者施設等感染対策向上加算(引用4,5を基に作成)

	高齢者施設等感染対策向上加算 (I)	高齢者施設等感染対策向上加算 (II)
単位数	10単位/月	5単位/月
算定要件	<p>第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を行う体制を確保していること</p> <p>協力医療機関等との間で、新興感染症以外の一般的な感染症の発生時等の対応を取り決めるとともに、感染症の発生時等に協力医療機関等と連携し適切に対応していること</p> <p>感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の医療機関又は地域の医師会が開催する院内感染対策に関する研修又は訓練*に年1回以上参加していること ※ビデオ通話が可能な機器を用いて参加可能</p>	<p>感染対策向上加算の医療機関から、3年に1回以上施設内で感染者が発生した場合の感染制御等に係る実地指導**を受けていること</p>
備考	<p>*対象となる研修又は訓練は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ●感染対策向上加算又は外来感染対策向上加算の医療機関において、感染制御チーム(外来感染対策向上加算の場合は、院内感染管理者)により、職員を対象として定期的に行う研修 ●感染対策向上加算1の医療機関が、保健所及び地域の医師会と連携し、感染対策向上加算2又は3の医療機関と合同で、定期的に行う院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練 ●地域の医師会が定期的に主催する院内感染対策に関するカンファレンスや新興感染症の発生時等を想定した訓練 	<p>**実地指導の内容は限定されないが、以下の内容が挙げられる</p> <ul style="list-style-type: none"> ●施設等の感染対策の現状の把握、確認(施設等の建物内の巡回等) ●施設等の感染対策状況に関する助言・質疑応答 ●個人防護具の着脱方法の実演、演習、指導等 ●感染疑い等が発生した場合の施設等での対応方法(ゾーニング等)に関する説明、助言及び質疑応答 ●その他、施設等のニーズに応じた内容 <p>※施設等において机上の研修のみを行う場合は算定不可</p>

(補足2) 高齢者施設等感染対策向上加算 (I), (II) の併算定は可能

引用

(参照:2025.6.19)

- 1) 厚生労働省. 令和4年度診療報酬改定の概要 個別改定事項I(感染症対策). 令和4年3月4日版. <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000911809.pdf>
- 2) 厚生労働省. 令和6年度診療報酬改定の概要【ポストコロナにおける感染症対策】. 令和6年3月5日版. <https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/001224802.pdf>
- 3) 厚生労働省. 基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて. 令和6年3月5日. https://www.hokeni.org/docs/2024030500024/file_contents/20241111_699.pdf
- 4) 厚生労働省. 令和6年度介護報酬改定における改訂事項について. <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230329.pdf>
- 5) 厚生労働省. 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A(Vol.1). 令和6年3月15日. <https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001230308.pdf>